国民健康保険法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成三十年一月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二十七号

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第五十七条の二第二項（同法第五十七条の三第二項において準用する場合を含む。）及び第八十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

第二十九条の三第十項及び第二十九条の四の三第六項中「四十九万円」を「五十万円」に改める。

第二十九条の七第二項第九号中「五十四万円」を「五十八万円」に改め、同条第五項第一号中「四十九万円」を「五十万円」に、「二十七万円」を「二十七万五千円」に改め、同項第三号ロ中「二十七万円」を「二十七万五千円」に改め、同号ハ中「四十九万円」を「五十万円」に改める。

附則第四条第二項第六号中「五十四万円」を「五十八万円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行の日前に行われた療養に係る高額療養費の支給については、なお従前の例による。

3　国民健康保険法施行令第二十九条の二の二第一項に規定する基準日（同令第二十九条の四の四第二項の規定により基準日とみなされる日を含む。）がこの政令の施行の日前である場合における高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。

4　この政令による改正後の第二十九条の七第二項及び第五項並びに附則第四条第二項の規定は、平成三十年度以後の年度分の保険料について適用し、平成二十九年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　加藤　勝信

内閣総理大臣　安倍　晋三

府令

○内閣府令第四号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十九年法律第二十五号）の施行に伴い、及び子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成三十年一月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成二十六年内閣府令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（特定教育・保育の取扱方針）	（特定教育・保育の取扱方針）
第十五条　特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。	**第十五条**　［同上］
一　［略］	一　［同上］
二　認定こども園（認定こども園法第三条第一項又は第三項の認定を受けた施設及び同条第十一項の規定による公示がされたものに限る。）　次号及び第四号に掲げる事項	二　認定こども園（認定こども園法第三条第一項又は第三項の認定を受けた施設及び同条第九項の規定による公示がされたものに限る。）　次号及び第四号に掲げる事項
［三・四　略］	［三・四　同上］
2　［略］	2　［同上］
備考　表中［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、平成三十年四月一日から施行する。

府令・省令

○内閣府・文部科学省・厚生労働省令第一号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十九年法律第二十五号）の施行に伴い、及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）の規定に基づき、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成三十年一月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

文部科学大臣　林　芳正

厚生労働大臣　加藤　勝信